

更新申請について

平成 18 年 4 月の介護保険法の改正により、介護サービスの質を確保するため、事業者が指定基準を遵守しているかを定期的に確認する指定の更新制（6 年間）が導入されました。

一定期間（6 年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなります。

1 指定（開設許可）の有効期間

指定（開設許可）日より 6 年を経過する日までとなります。なお、指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間満了日までに更新手続を行わなければなりません。

2 更新に必要な書類等

	居宅サービス・介護保険施設	居宅介護支援・地域密着型
1	法人登記事項証明書	法人登記事項証明書
2	指定（許可）更新申請書（様式第一号（二））	指定更新申請書（様式第二号（二））
3	指定に係る記載事項（付表）	指定に係る記載事項（付表）
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式 1、前月分）	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式 1、前月分）
5	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
6	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（各サービス分）	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（各サービス分）
7	誓約書（標準様式 6）	誓約書（標準様式 6）
8	更新申請手数料	更新申請手数料
9	指定更新書返送用の 定型外封筒 (必ず 返送先（事業所名及び所在地） を表書きし、280 円（120 円 + 160 円特定記録）切手を貼付してください。) ※ 令和元年 9 月以降、指定更新書は郵送しています。 ※ 電子申請で手続きされる場合は不要です。	指定更新書返送用の 定型外封筒 (必ず 返送先（事業所名及び所在地） を表書きし、280 円（120 円 + 160 円特定記録）切手を貼付してください。) ※ 令和元年 9 月以降、指定更新書は郵送しています。 ※ 電子申請で手続きされる場合は不要です。

第一号訪問事業又は第一号通所事業を同時申請する場合は、併せて、次の書類も提出してください。

1	指定更新申請書（様式第三号（五））
2	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項（付表第三号（一））又は通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項（付表第三号（二））

3 手続の方法

必要書類をそろえ、案内文に記載の日時に来庁してください。
審査後、指定（開設許可）更新書を郵送にて交付します。

4 指定有効期限を合わせる場合

更新対象事業所の有効期限と、同一所在地で一体的に行う他の事業所の有効期限を合わせることが可能です。指定有効期限を合わせる場合は、上記の更新申請に必要な書類に加え、申出書を提出してください。

5 指定更新に伴う関係法令

介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法その他、事業を行うについて遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。

6 電子申請について

電子申請にて更新手続きをされる希望される場合は、指導監査課ホームページ、介護事業所の電子申請届出システムについて（ページ I D : 25881）をご確認の上、電子申請にて手続きされる旨を指導監査課までご連絡ください。